

# 公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 85 条第 1 項の規定により、県営土地改良事業（平川原堰地区農業用河川工作物応急対策事業）の施行を申請するため、当該土地改良事業計画の概要につき田子町長と協議するので、同条第 6 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

この計画の概要に意見がある者は、令和 7 年 12 月 17 日までに意見書を提出することができる。

令和 7 年 11 月 28 日

## 申請人

氏 名 日澤 守章  
氏 名 山美 喜正  
氏 名 砂子田 康雄  
氏 名 工藤 進一  
氏 名 岩間 理絵

## 記

### 1. 縦覧に供する書類

土地改良事業計画概要書

### 2. 縦覧の期間

令和 7 年 11 月 28 日から同年 12 月 17 日まで

### 3. 縦覧に供する書類及びこの公告文の掲載場所

青森県庁ウェブサイト

([https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/kanri\\_01.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/kanri_01.html))



### 4. 意見書の提出方法等

(1) 意見書は、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

#### (2) 意見書の提出先

田子町役場建設課

ア 郵送の場合 〒039-0292 三戸郡田子町大字田子字天神堂平 8 1

イ ファクシミリの場合 0179-32-4294

ウ 電子メールの場合 [takko0403a@town.takko.lg.jp](mailto:takko0403a@town.takko.lg.jp)

(添付ファイルによる場合は、テキスト形式によること。)

(3) 意見書には、①事業名、②地区名、③意見書の提出者の氏名及び住所（団体の場合は名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地）並びに④連絡先（電話番号及びメールアドレス又はそのいずれか）を記載すること。

(4) 提出のあった意見は、公表する場合があるため留意すること。

(5) 意見書に使用する言語は、日本語とすること。

# 土地改良事業計画概要書

農業用河川工作物応急対策事業

県名：青森県  
地区名：平川原堰  
所在地：三戸郡田子町  
事業主体：青森県

## 目 次

第1章	目的	-----	1
第1節	目的	-----	1
第2節	地 積	-----	1
第2章	地域の所在及び現況	-----	1
第1節	地域の所在及び地形	-----	1
第2節	土質及び土壤	-----	1
第3節	氣 象	-----	1
第4節	水 利 状 況	-----	2
第5節	道 路 状 況	-----	2
第6節	營 農 状 況	-----	2
第7節	地域環境の概況	-----	2
第3章	基本計画	-----	3
第1節	事業計画の要旨	-----	3
第2節	營農計画及び土地利用計画	-----	3
第3節	用 水 計 画	-----	3
第4節	排 水 計 画	-----	4
第5節	道 路 計 画	-----	4
第6節	農用地造成計画	-----	4
第7節	洪水調節計画	-----	4
第8節	干 拓 計 画	-----	4
第9節	農用地整備計画	-----	4
第10節	老朽ため池改修計画	-----	4
第4章	工事又は管理の要領	-----	4
第1節	主要工事計画	-----	4
第2節	工事の施行方法	-----	4
第3節	工事完了後の施設の管理	-----	4
第5章	換地計画の要領	-----	4
第6章	費用の概算	-----	4
第7章	効 用	-----	5
第8章	他の事業との関係	-----	5
第9章	計画概要図	-----	5

## 第1章 目的

### 第1節 目的

本地区の農業水利施設は、一級河川馬淵川水系熊原川の上流部に位置し、受益面積約23.9haの水田に農業用水を供給している固定堰である。

既設頭首工は、頭首工地点において計画高水流量の流下能力不足や河床洗堀が確認され、大雨洪水時に堰や護岸等の付帯施設の機能喪失が強く懸念されているほか、河川管理者から堰改修に当たり、河川構造令に適合した改修計画とすることとし、現在の固定堰は原則可動堰化するよう指示を受けている状況にある。

このため、当該事業に取り組み取水施設及び付帯施設を改修することで、用水の安定供給機能の維持と河川治水上の懸念を解消し、受益地の生産基盤の整備、農村地域の防災・減災対策を進めるものである。

### 第2節 地積

(単位:ha)

現況地目 市町村名	田	畠	原野	山林	その他	計	備考
三戸郡田子町	22.8	1.1	-	-	-	23.9	

## 第2章 地域の所在及び現況

### 第1節 地域の所在及び地形

本地区は、田子町の西側に位置し、標高は220~190m、北東へ1/100程度の傾斜をなす地形の一級河川馬淵川水系熊原川沿いの面積23.9haの水田地帯である。

### 第2節 土質及び土壤

本地域の土質・土壤は、礫層土壤砂土川床型である。

### 第3節 気象

#### 1. 一般気象

観測所名	三戸地域 気象観測所	かんがい期	非かんがい期	計又は平均	備	考
観測期間	H27年~R6年	5月~9月	10月~4月			
平均 気温 (℃)		19.7	4.2	10.7		
降水量	平均 (mm)	665	487	1,152		
	基準年 (mm)	623	468	1,091	令和6年	
降水日数	平均 (日)	52	72	124		
	基準年 (日)	52	75	127	令和6年	
根雪期間		12月25日~2月28日	66日間			
無霜期間		5月19日~10月9日	145日間			
最多多風向	SW	最大風速 (風向)	10 m/s (SW)	最多風向発生時期 1月~12月	最大風速発生年月日 令和5年11月7日	

## 2. 特殊気象

観測所名 三戸地域気象観測所

観測期間 S26年～R6年	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	数量	年月日	数量	年月日	数量	年月日	数量	年月日	数量	年月日
最大日雨量	238mm	H11. 10. 28	154mm	H16. 9. 30	151mm	H2. 10. 26	145mm	H18. 10. 7	126mm	S61. 8. 5
最大連続雨量	281mm	S42. 9. 11 ～ S42. 9. 22	257mm	H11. 10. 27 ～ H11. 10. 30	245mm	S33. 7. 22 ～ S33. 7. 29	233mm	H23. 9. 17 ～ H23. 9. 23	232mm	R2. 6. 30 ～ R2. 7. 16
最大連続干天日数	45日	H19. 5. 1 ～ H19. 6. 14	42日	H18. 5. 1 ～ H18. 6. 11	35日	S48. 6. 24 ～ S48. 7. 28	35日	H9. 6. 30 ～ H9. 8. 3	34日	H1. 7. 13 ～ H1. 8. 15

## 第4節 水利状況

### 1. 用水状況

本地区の用水は、一級河川馬淵川水系熊原川を取水源とし、開水路となる用水路により導水し、かんがいしている。

#### (1) 改修を要する施設一覧表

項目 施設名	施設名 又は箇所数	受益面積 (ha)	構造	規模	新設年 又は更新年	改修を必要とする理由	備考
井堰	平川原堰	23.9	固定堰	L=17.2m、H=2.0m	昭和20年	河床の保護による災害防止	

#### (2) 想定被害状況

想定被害面積 (ha)				想定被害額 (千円)					備考
田	畑	その他	計	作物	農地	農業用施設	公共施設	家屋その他	計
22.8	1.1	—	23.9	13,157	—	1,335	11,900	—	26,392

### 2. 排水状況

本地区は、熊原川へ自然排水している。

## 第5節 道路状況

該当なし

## 第6節 営農状況

本地区の営農は、水稻を主体とした水田農業である。

## 第7節 地域環境の概況

田子町は青森県の最南端に位置し、北東は三戸町、南は岩手県二戸市、八幡平市、西は秋田県鹿角市にそれぞれ接している県境の町である。

なお、本地域及びその周辺において、特に配慮すべき貴重な動植物は確認されていない。

## 第3章 基本計画

### 第1節 事業計画の要旨

#### 1. 要旨

本地区の農業水利施設は、一級河川馬淵川水系熊原川の上流部に位置し、受益面積約23.9haの水田に農業用水を供給している固定堰である。

既設頭首工は、頭首工地点において計画高水流流量の流下能力不足や河床洗掘が確認され、大雨洪水時に堰や護岸等の付帯施設の機能喪失が強く懸念されているほか、河川管理者から堰改修に当たり、河川構造令に適合した改修計画とすることとし、現在の固定堰は原則可動堰化するよう指示を受けている状況にある。

このため、当該事業に取り組み取水施設及び付帯施設を改修することで、用水の安定供給機能の維持と河川治水上の懸念を解消し、受益地の生産基盤の整備、農村地域の防災・減災対策を進めるものである。

#### 2. 事業別面積

(単位: ha)

土地利用区分 事業目的	水 田	畑						計	備 考
		普通 畑	果 樹 園	牧 草 地	茶 園	その 他	小 計		
用水改良	22.8	1.1	—	—	—	—	—	23.9	

### 第2節 営農計画及び土地利用計画

#### 1. 営農計画の概要

本事業の実施により災害を未然に防止し、農業経営の安定を図る。

#### 2. 土地利用区分

(単位: ha)

土地利用 区分 区分	水 田	畑					小 計	原 野	山 林	その 他	計	備 考
		普通 畑	牧草 畑	果 樹 園	茶 園	その 他						
現 況	22.8	1.1	—	—	—	—	23.9	—	—	—	23.9	
計 画	23.9	—	—	—	—	—	23.9	—	—	—	23.9	

#### 3. 作付計画

田 : 水 稲

A = 23.9 ha

### 第3節 用水計画

#### (1) 計画基準年 平成21年

#### (2) かんがい方式

水田 : 湿水かんがい方式 かんがい期間 5月上旬～9月上旬 (代播期間 5月上旬～5月下旬 15日間)

#### (3) 計画用水量

代播期 純用水量 0.108/s

普通期 純用水量 0.084m<sup>3</sup>/s

第4節 排水計画

該当なし

第5節 道路計画

該当なし

第6節 農用地造成計画

該当なし

第7節 洪水調節計画

該当なし

第8節 千拓計画

該当なし

第9節 農用地整備計画

該当なし

第10節 老朽ため池改修計画

該当なし

## 第4章 工事又は管理の要領

第1節 主要工事計画

頭首工 一式

第2節 工事の施行方法

1. 工事は、原則として請負施工で行う。

2. 工事着手及び完了の予定期

令和8年度 着手予定

令和12年度 完了予定

第3節 工事完了後の施設の管理

この事業で造成された施設は、田子町土地改良区が管理する。

## 第5章 換地計画の要領

該当なし

## 第6章 費用の概算

事業費 210,000 千円

【内訳】工事費

200,000 千円

事務的経費

10,000 千円

(ただし、事業費は物価の変動等により増減の生ずることもある。)

## 第7章 効用

(単位:千円)

効果区分	年総効果額	増加見込所得額	備考
作物生産効果	14,859		食料の安定供給の確保に関する効果
営農経費節減効果	△ 2,553		食料の安定供給の確保に関する効果
維持管理費節減効果	△ 1,812	24	食料の安定供給の確保に関する効果
災害防止効果(農業)	150		農業の持続的発展に関する効果
災害防止効果(公共)	1,333		多面的機能の發揮に関する効果
国産農産物安定供給効果	2,997		その他効果
計	14,974	24	令和7年度単価

<参考>

総費用: 167,577 千円

総便益額: 310,200 千円

総費用総便益比: 310,200 ÷ 167,577 = 1.85

## 第8章 他の事業との関係

該当なし

## 第9章 計画概要図

別紙添付図面のとおり(縮尺: 1/25,000)

# 令和8年度 平川原堰地区 農業用河川工作物応急対策事業

計画概要図

縮 尺 1/25,000

所在地：青森県三戸郡田子町大字関字川原沢平地内



# 予定管理方法等を記載した書面

農業用河川工作物応急対策事業

県名：青森県  
地区名：平川原堰  
所在地：三戸郡田子町  
事業主体：青森県

# 県営農業用河川工作物応急対策事業によって造成された施設の予定管理方法

## 1. 管理者

本事業によって造成された施設は、田子町土地改良区が管理する。

## 2. 管理すべき施設の種類

頭首工 一式

## 3. 管理に要する費用の概算及び負担の方法

### (1) 概算の費用

13 千円／年

### (2) 負担の方法

田子町土地改良区が負担する。

# 事業費の負担区分の予定及び 地元負担の予定基準を記載した書面

農業用河川工作物応急対策事業

県名：青森県  
地区名：平川原堰  
所在地：三戸郡田子町  
事業主体：青森県

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面

1. 事業費の負担区分

区分		事業費	負担予定			
			国	県	市町村	受益者
工事費	負担予定率	% 100.0	% 55.0	% 37.0	% 7.2	% 0.8
	負担予定額	千円 200,000	千円 110,000	千円 74,000	千円 14,400	千円 1,600
事務的経費	負担予定率	% 100.0	% -	% 100.0	% -	% -
	負担予定額	千円 10,000	千円 -	千円 10,000	千円 -	千円 -
合計	負担予定額	千円 210,000	千円 110,000	千円 84,000	千円 14,400	千円 1,600

2. 地元負担金の負担方法

(1) 市町村負担金の負担方法

市町村負担金は、土地改良法第91条第6項の規定に基づき田子町が負担する。

(2) 受益者分担金の負担方法

受益者負担分0.8%のうち、0.57%については、土地改良法第91条第4項において準用する同法第90条第4項の規定に基づき、田子町土地改良区が負担し、同土地改良区は定款に基づき、受益者から徴収する。

また、受益者負担分0.8%のうち、0.23%については、土地改良法第91条第2項の規定に基づき、田子町が負担し、田子町は同条第3項の規定に基づき、田子町農業農村整備事業分担金徴収条例により受益者から徴収する。

# 受益地域を記載した書面

農業用河川工作物応急対策事業

県名：青森県  
地区名：平川原堰  
所在地：三戸郡田子町  
事業主体：青森県

受益地域を記載した書面

市町村	大字	字	地域								
田子町	関	石橋川原	1-1	2-1	5-2	15-1	23	24-1	31-1	31-2	33-1
			43-1	44-1	45-1	46-1	47	48	49	50	53
			54	55	56	57	58	59-1	59-2	60	61-1
			61-2	62	63	64	65	66	67	73	74
								字計	36	筆	
		白鶴沢	53					字計	1	筆	
		桑沢川原	52	53-1	53-2	53-3	53-4	53-5	53-6	54	55
			56	57	58	59-1	59-2	60-1	60-2	61-1	61-2
			61-3	62-1	62-2			字計	21	筆	
		石橋平	2-1	3	4	6-2	8-1	11-2	50	51	52-1
			53-1	54-1	55-1			字計	12	筆	
		在家平	2-2	5-2	6-2	8	12	15	16	23-2	24-1
			27	28-1	30-1	35	37	38-1	39-1	42	45-2
			46	47	48-1	56-1	57	58-1	59-1	60	62-1
			63-1	64-1	65	66	67	68	69-1	70-1	71-1
			73-1	74-1	75-1	76	77-1	79	80-1	81	82-1
							字計	45	筆		
							大字計	115	筆		
							合計	115	筆		